

算法地方大成

租稅之部

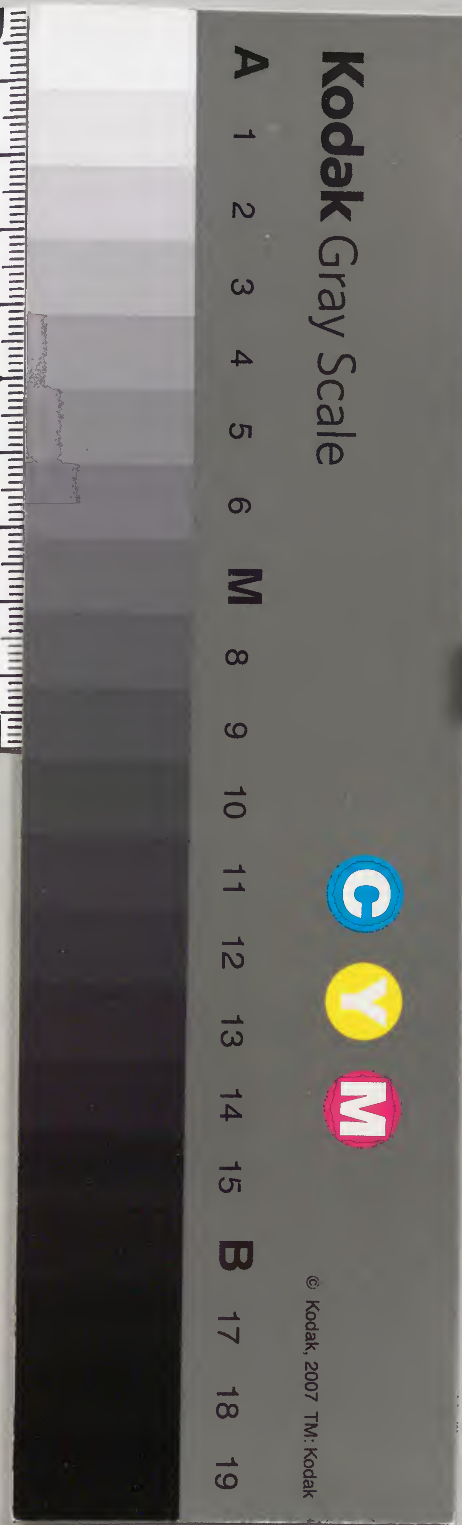
三

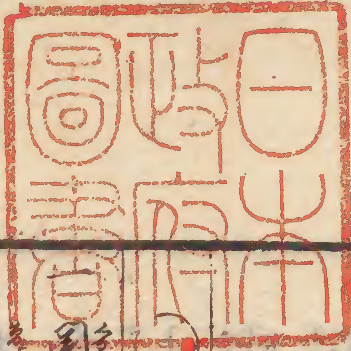
和書門類	一六八四號	一七二函	六册
------	-------	------	----

內閣文庫	一六八四號	六册	七架
和書類			

番
書
架

內閣文庫	
番號	和 16884
冊數	6 (3)
函號	182 148





算法地方大成卷之三

東都

秋田十七郎義一編

淺草文庫

出目米延米延大延延美綿の事

東に出目米を延米と云ふは但私領と格別あり本石斗立あき
遠國の出目を延米と云ふは私領上地等其外も延米と云ふ
の引付少く出目を延米と云ふは私領上地等其外も延米と云ふ
本途米を石斗立と云ふは奥州石川郡と本途
見取米とも本途米と云ふは奥州石川郡と本途
斗升了出目を延米と云ふは奥州石川郡と本途
見取米とも本途米と云ふは奥州石川郡と本途

算法地方大成

毛作の場不実入より粗い皮為く肥満して六合より
 七合余も播又兼田或は深田水磨場不為水冠の播杯は出
 米形は宜敷見ゆれど粗の皮玉て厚く米瘦青米多多く
 乙は合ありてハ播ざるものなりむ年の豊凶もよる事あり其の
 甲乙と平均して六合播の宣法は上下不損失ある良法なり又
 甲州ハ土地の若急播別小遠小村方多く粗播も多少あり
 乙は合より六合は又勻播を依く其村限小粗播の宣めあり
 て檢見取射の若此宣法と以世上並平均六合播少とい百姓損
 益多き由急六合播を以ひ也

一 上州緑葉郡村言の内小延大豆延玄綿とい小納物あり是ハ
 松領の若大豆玄綿を納め上小延を色取立し今今大豆

玄綿ハ物成播少く言小結ハ延の分ハ小物成の播少成外物
 成て納む延大豆ハ元大豆を升小合式勻又延玄綿ハ元玄綿
 百目小を目六拾之八分三厘又元宛金納小成元大豆元玄綿ハ
 負敷のみを納ふいなり也

○ 欠米延米の事

一 欠米といハ遠國よりの廻米海上遠小運送する由急場不
 より年を越く江や着此と記ハ穀日汐風に當り蒸米等出米
 或は海手米杯めて欠減下納の若儀入不足に依て是儀に以升之升
 宛の積り納米の外に勝手次第積米し不近米之宣法立
 本米を石小欠米三升宛の勘定あり納米同播小送状に書
 載積廻しお揚しし米肉振内振といハ米を依て儀振残
 改め番を入是肉実の若急と

改め廻し不足の儀ハ納海の上欠米納する分取而一連一切
手とて上米の者此方へ引取納宿引交賣拂納入用清帳へ
納の儀の儀入用を出紀書裁勘定いこし取所及支配所へも
出以近年ハ右清帳の面取札に書あるし村々店主門口に年
貢を札同取子を懸たり今ハ欠米余計ハ積来り百姓勝手
次第ハ取斗ふ事ありざるよし

一 込米といふ、儀入の外ハ米升々余計小入るといふたとハ三斗
七升入の納廻しハ右六斗六升ハ通例に右あり七升目ハ山盛
を升あけ進ば合欠小立あり欠米ハ取納儀敷へうけり別
段ハ納むるとも急兼て米儀に米升々余計小入懸是ハ外
同勘定の外あり何斗入ても皆同ト

諸運上の事

一 酒樽ハ前より引付を以て株法を初め酒の儀引取はなる
事あり酒樽儀は一國一領の内ハ格別代國代領へ儀渡す
るおなすは京保来中関八州ハ逆酒運上免許あり尚
時ハ逆運上あり余國ハ前々の通り酒取取納る所もあり
たと南時逆酒いさる儀株あても村取あり小物米
同取小取取納る所もあり関東よても私領杯より酒
荷は金又ハ冥加杯と唱へ逆酒屋より納る所もあり
一 種取といふ上代法令定むる百姓の住居も取と極ら
年貢ハ取取納る所あり株取と名付百姓取の株取を以て
取の多百姓難涉小思ハ取軒持お小長屋を依り一棟の内を

一 市賣分一金といふは市場にて高賣物の賣るに應ト二十分一或ハ
 二十分一其市場若くは未と以て取立る事あり又賣言ふ構は
 後述の如く應ト取立る事もありて而く不同たり
 一 請込分一金といふは百姓持込大木等あり持主村方少く自由小
 伐採る事ありは領主地頭へ取のし伐取る由名其真加トて
 伐木の肉何十分一上納いふはあり是等を請込分といふあり
 一 結運上真加永ハ村方の助成人と後世のた免相持高賣漁獲
 或ハ水車等の類其外何おもて借負人等ありて年季を
 限る事ある應ト運上又ハ真加永を納すハ諸職人其職
 初る内取金若出と類あり運上といふも真加永といふも同格
 たりといへども是を取扱ふるものを運上と唱又上へ取

たる事も真加のた免米金何は上納仕る應ト杯中穀ハ真加
 米永と唱少一の意味遠ふといふも一餅ハ同格あり何と
 唱ても宜しき事あり保そ外小運上と唱へざりもあり
 其訳ハ何れとも取扱る由成取新規ハ形ハ時々真加金何格
 納金一杯いふハ運上とはいひがらト運上真加米永取金
 等の類年季との名何れも帳外書ハ記込分一金ハ漁獲
 分と取立賣る二十分一或ハ十分一其外市場法を賣言二十分一
 二十分一或ハ高賣の取ふよりあり請込分材本伐出ハ等の分一も
 あり何れも分一金ハ帳外載せ居む分一の取ふより若く
 一 臨時物といふハ新田開發代金又ハ材本往還並木立

拓代令開所との杯何系不限り以并物等の類入札相續
 引送納るもあり以の品も其年限り臨時納る類は
 帳小載せ居るを臨時物と唱ふるあり
 一 水車運上といひ水車新規形出取立る時水筋の上下の勿
 論其村隣村等互隣の有無は札の上故際あきと死ハ付
 倉一む運上冥加永ハ其村又ハ隣々類例もあるべし且車の
 大小により碓敷の多少あり凡從七八尺位の水車運上ハ水貳百
 文より貳百五十文位從九尺より壹丈貳尺小及ぶ車ハ永三
 百五十文位より四百文位又極の多少により一極あるは
 一 市場運上といひ市場市往方より定り形規の市場形ひ出るとも容
 易に免さる市場あり種々の雜物商賣するものもあり穀物

或ハ縮綿糸類の市もありまた馬市肴市兼煙草市あり其
 外寄寄の勝手宜敷古來より其品其不みく高賣りし
 末遠方より其市を心を來々ゆ多す所小仕來りあり市場
 運上ハ市立町敷長程により運上の多少もありて同格ハ極
 ぐし又高賣物見世故とく見世くによりた立るハ市
 毎ハ不同あり市場運上極り其委より納る運上ハ市の繁
 昌不繁昌ハ拘らば小物成名目の格ハ成り年々不同あり
 納むるれども古ハ市立たる町場あても漸く衰微して近年
 止たる場所所免れんとする吟味の上市場運上免除中付る
 事もあり依て市場運上の定納ハ小物成とて定ぐし一先ハ
 浮收の類あり

一 小瀬運上ハ鯨鮒等の大瀬と遠ハ定法ナリ 鯉鮒鱸鮒
 鯉鮒鱸鮒等納職長繩打網海川の法瀬其不小請負人等
 ありて年季を限り請乞より是までと場不を極一々年に何程
 の運上差出小漁物の賣上瀬師どもより取立友有那小
 ときハ吟味の上運上言極るもあり又國取によりてハ小瀬も賣
 お場めて分一取立るもあり國々の仕来りありて運上分一等の
 取立方一極ありは
 一 瀬運上ハ大川筋鮒鯉等其川の魚を取瀬小瀬とついで川を
 石積めて瀬切魚道を一取小は不免其又作賃を高く
 賃の上へ魚と運上るやう小極る物あり山川小多一取の取
 引ある大川小取がごとく大川の瀬ハ賃も大作を引小留

取も度くつすあり又船通行の川あれば片方に寄通船の
 いをゆけ船通路差支あき極小は瀬場も古来より場不
 宣り形規よあ立る事容易にならば運上ハ瀬計大小
 小随ひ多少ありむ年季もあります村持の瀬も有り請負
 人あるもあり又前より村主極りたる瀬もあり何れも瀬仕
 立る者より運上差出は又子細あまて瀬をさる年ハ運上差
 許はまも年季を限り請負人あるハ差許さば
 一 池運上といハ池のく瀬草を取り又ハ漁瀬もいこ一其池ハ
 園小支配いこを運上中付る大概池取因縁あまども池取ハ
 定納小物成ま村取小納む池運上ハ村主あるや又ハ請負人
 ありて浮取の取あり池取とくけ遠小あり

一 鳥札運上といひ鳥取同根熟地田方多付鳥取の付所
 て多獲いこし方多形出る者あるときいそ取所より獲平木札
 と流しを枚何枚と應トなる運上中付るけれと下辰村ハ
 白論化村あても一領の内ハ心次等小教生いそむる札運
 上ハ獲師へ札渡を以て多浮取あり
 一言細取ハ冬春の内鴨小鴨の形と取る鴨運上ハ夏秋鴨を
 取る運上ありあ板とも勢州長崎本田新田附小多一化領
 入舎の場而ハ双方取人立舎ハ札十付言刻を以て運上言
 極あり於余國あもけ取ある極し
 銃炮運上ハ畜類威上銃炮殺生筒あ板の運上あり威筒ハ
 猪麻猿兎の形作毛と荒さ付五をりりく威斗ハ取

由多運上い及ぶれども銃炮獲みあうたるため小村取に少運
 上出さするありむ運上あきあもあり獲師筒ハ流世のた免借り
 交る候て獲師どもより運上と納さすあり但威筒より格別
 余斗納む獲師ハ津定法ありて證文書出し獲物お留書付
 多者出は岡東ハ利して嚴重し獲師もに季打二季打の
 差別あり村と形規ハ形ハ出るとも貸海ざる事あり
 一 同屋運上ハ湊河原協町等の穀同屋箱同屋者同屋同屋
 其外諸同屋よりの運上ありむ同屋株形規ハ形出るとも
 容易小免許あり
 一 油取運上ハ油絞と流世いそ流者の油取を絞小付何枚と運上
 と納むむ酒屋と遠ひ株あういたし

出は遠國も同然あり新小松造り置る時ハ村役人へお届支
 配地既へ於出松收帳小記一支配地既より焼下り一相
 後以方南松ハ勿論坐くの廻取もても江戸大坂へ廻取松ハ
 廻取方取西の焼下を清る事あり
 一 川松取ハ高松平松持相あり下みたり松多川筋もて荷物
 積松取て取積お納む江戸松并國一の松あきも江戸へ
 廻取松ハ川松取西へ運上並出焼下を清る江戸へ廻
 ぶら松ハ川松取西の焼下ハ徳江支配地既の焼下積
 あり以是も取積お納む川松取西へ運上出以松あても
 支配地既へ取積出も西もあり國一形もあて多少の遠
 あり

一 小松取ハ徳松作松多荷物積ぶら松の取積をり西により
 不同あり
 一 室屋取ハ鞠屋の運上あり春軒何程と極ありむ鞠商賣
 相止室潰と凡ハ取積差許ハ
 一 炭竈取ハ炭を焼出以竈の取あり竈を以運上何程と
 極納むるあり
 一 大工取ハ大工の取積あり城の上中下によりて取積多ありむ
 下の大工上座一々中も上中もあるなり大工仲間を村役人吟味
 以て上中下に分る私領ありハ取大工とて城普請或ハ陣屋
 普請等小日敷と定め修繕ハ取積取置ぶる西もありませ
 前より取積お納む勝手次第小大工職いり取積もり國一

の仕来り區あり
 一 桶屋收の大小及日種あれども穢の上中下若別なく老人小
 何種と極め納むるなり但し春屋の桶敷を收小勅る所もあり
 一 石屋收の石屋の收積あり但し上方筋英伊豆國杯小多し
 其外遠國小ても一石切出は場所其村收めて納むるあり
 石工人敷極り納るもありむ村々あて少くの石工等ハ收積冥加
 永等たりきもあり
 一 緋屋收の上方國東とも藍瓶小を收積出は又藍瓶
 及とも小國に上り藍作り出は場所ハ百姓等ハ藍瓶を持手
 深小いし一海世小いしとさ種ども百姓より藍瓶收積納む
 るもあり

○定免の事

一 定免ハ享保年中より始り檢見取ハ其年限り小取箇付をい
 す若過て其年少の見込遠ひありとて未年よ
 けり増減の仕るもあべ一 定免ハ年季を限り定るゆゑ
 其年季中の増減あがごとく種々吟味の上勘辨しつべし
 先定免形出の村の十ヶ年あるハ十は六ヶ年未の免を平均し
 た之ハ平均免より小ありそ村方根取免其外土地の長意
 助成務のみを考と委し考合せ十ヶ年平均免小何種
 の増し免あるハ十は六ヶ年平均免小何種増し免と分量
 して定免を中付べし平均免へ増免しと定免に中
 付る子細ハ檢見取ハ檢見の首送り迎ひの人馬下見内改

極る上ハ定りたる外一粒も余分ハ上納せしむる悉百姓の作徳
 とあり遠作のこゝハ拾足形出吟味の上定免定法ニ分り上
 の損毛年ハ引方勿論あり猶る時ハ宜しき年柄ハ必筋ハ百姓の
 徳分とあり遠作の年ハ取箇減し百姓の損毛をく百姓のみ
 色分の勝手形り早水損めて格段の損毛ある場柄ハ各難の
 年ハ出来方至て宜しきものあり其見込ありて年式ハ各年
 の年季を限り定免を定むて一於工丈ある處一む年季
 切之の苗ハ荒地起返し等の有巻を終吟味をを又ハ
 土地の根子に意し吟味の上増免中付る事もあるなり
 定免年季中破免あき中取斗へて猶るとも取取斗ハ
 方容易の勤めてハ形届がし一先 上の沖恵み難有年

終素ののとのと心し一其 沖大恩奉報後ハ各手控を
 背うど定免通の所年賞年々帰なく相納破免等あき
 格出情り以外ハ各々と常々十數百姓一統一途小農
 業出情いそは格不取斗事あり先其役人の心底よ
 上の沖恵難有年柄著忘弁せ其手前誠心より中
 教へばれば百姓必伏せ諸何程実意あき中教るし中
 十度や二十度中けては改り形届うは常住座外百姓の類
 を見る度毎小季一教れば年月を短る内ハ自然と来すまで
 形届とのなり右の通り毎由中教へ百姓一統心し一
 農業出情相縁ても年柄により格段の不作あて衣食等も
 各支毎是非不取斗中立てるときハ吟味の上破免も中

中々年貢ふも引是らば差高り支食ふも差支ゆる程の
ふとありまとも一村の惣都合あつて三分に届らざる損毛引方
きびべき申すもかゝればとて百姓の難儀も厭はば定免
通り申付るハ利屈取めて相商の取箇ふあつば格の年柄も
有る由兼て豊作の時園粗等を最重小申付申年凶年の最
難儀の者と救ひ年貢も被免せば百姓も痛まぬやう
工夫ある處

一 平均合を見て被免を知るハ損毛三分以上より被免ふ立定
上田上田の商合へ七分残をて今年坪刈合と引合對格すれば
被免申す引方立あり坪刈合毛の方多ければ三分以下の損毛
申す引方なく定免の通り取立るなり是ハ被免取の最格見定

申す用ふる事あり
一 たとへば商合九合今年坪刈合六合はあれば五合は向を商合
九合申す割六分とあると一の内より引補は分を今年損毛
と引別は分の引方を定

● 厘付の事

一 厘付といふも免といふも同ト申す申す高き石の取米あり枕是
ども厘付ハ粗糶より起りて免といふ意味遠くあり
此ハ言を石取付を斗取を二ツといふ厘付ハ石取の
言初小いふ事あり粗納止て米取捨で納しより年豊
凶小依て粗糶の増減出来ついに厘付とありて取箇の最急を
見合とて通法と成り言あるは米を割幾ツ歳分幾

厘と極て厘まで用ひし由を厘付といふ又何故よりう裁厘裁
 毛と毛まで用ふる中うに成て取箇と極む毛を(裁り裁り裁
 厘裁毛と毛までをるときは取箇の積算おわううに依て毛
 までを用ふるあり
 一 上方の取箇は厘取箇東の取箇は反取あり上方い言と主と
 一 国東は反別を主と依て厘取と反取と別をたすそのたよりむ
 私領は上方筋めて反取箇東めて厘取の取も稀にあり

○越石英小作等の事

一 知石と清取も最不足十石肉の分は裁石あり反取あり
 一 たまは知石は百石の者一村言は百九拾石の地を交取は
 一 又石不足といふ石は小言めて田畑英百姓を分け分々に成る

依て隣村言の内ふて又石交取を越石といふ越石は物成斗り
 交取諸掛りその人足取等うけは知石の内ながら地取より取
 箇付る事も成る言収割合もあつた年貢斗り越石村
 並の取箇めて交取ありまゆは十石以上の裁石は稀あり二十石
 二十石の不足は言地取百姓とも小引分け分るあつた交取なり
 成るべくは裁石にあつたあつた小都合して割渡は事あり
 一 出作といふ高村の百姓化村の田地を持化村へ出く耕作
 けいこをといふ化村めて毛を入作百姓といふ入作と唱る小作
 乃事あり
 一 持派といふいたといふ百石の村あり又十石は二給へふる時小
 二十石は持派と百姓を二人一給へ渡せば肉を人の十石の余計

あり去の十石刻添一給へ返る言あり是を指添といふ
 一 小作といふは石持の田畑を居村又ハ化村の百姓へ預け作らせ
 年貢の外に自分徳米をかへるをいふ但し年貢法収
 とも小作人方少く勤外余米何種と極地主交あるひハ
 年貢諸役とも地主方少く勤る村後もあり
 一 庄小作といふは田畑質に入庄小質地主年季中地主小作
 いふをいふ
 一 別小作といふは田畑質小取地主小構を以令主方より他の
 者へ小作いふをいふ
 一 永小作といふは質地主あきとなり自分石持の田畑年季を
 定めぬ数年小作いふをいふ地主筋あり地面取戻し

外との者へ作らす事なり也若小作米澤入
 減といふは式に格別不持の筋もあつた地面取戻し
 一 庄小作といふは田畑質小取地主小構を以令主方より他の
 者へ小作いふをいふ
 一 永小作といふは質地主あきとなり自分石持の田畑年季を
 定めぬ数年小作いふをいふ地主筋あり地面取戻し
 一 名田小作といふは質地主あきとあり田畑多く石持の者も
 作小余り小百姓小作らるをいふ但し二拾年季以上作らせ
 並ときい小作は准は
 一 専小作といふは小作多し一は地主世流に属する世流
 人と入附の世流のさそ給ふ小作地の内は互歩と
 極め専小作給ふ作らせ年貢諸役等ハ地主の方少く勤るといふ

一 入小作といふは他村の百姓其村の田畑を小作りとするを
いふ但し土地の諸あり小作のて成下作入作交作新作採と
唱ふ何れも同くおとたり

○ 兼季賣の事

一 兼季賣といふは田畑とも作徳の上りを考へ兼季を定むる利
是れを金子と借交金五方へ地西と後へ金を方めて右田地
を手作又い小作ありとも勝手次第いといふ其作徳を利
分と兼季ぬたるとき元金を交は田地を地主へ戻しと
いふ事と本物返しともいふなり

一 田畑永代賣後及て地を百姓を督ふ放と有徳ある百姓
次第小田畑を買へ小百姓は兼々に衰へ後といふ村の田地一主人

あて取持といふは他村百姓のものとなることを憐み給ひ寛永
年中永代賣嚴重の所制禁とありしより以降農民次第小
田畑買へ累代永続の安堵をなせり是即といふ 伊仁政の
評ありて減小難有兼ありは也

○ 畑田成田成屋敷成の事

一 畑方の場用水掛ありは稲作仕付試採田小放産さ地所
ありは田成に中付べし田と畑と石盛遠く上畑より田小
成は上田の石盛を付中下とも其位を抄せ石盛遠くひの分
出言にて村言を協は畑田成石盛出言小記し兼賣諸役も
増は率ありは田成の地味格別者り上畑成めても上田の位
付わしは是は上畑の石盛めて取産率もあり取箇ハ先捨

見取ひつゝ一熟村定免あれは逐々定過より加ふ
又用水を潤澤めく余ある年ハ縮作を仕付早魁
年ハ畑作を仕付始終田不成がとき場ハ田の石盛ハ
さば畑言ふいゝ一並毛田と若付縮作仕付する年ハ
東方お亥の末に付田一又田清の場不用水ふく
畑作仕付する分先才一因於なり煙草本綿或ハ九茄子
大根理菜等作を雜事畑と唱ふ孰も勝子作なり
畑田不作るとも畑言へ並さば定免村ハ田方定免通り
の取箇お納拾足取ハ田の上毛並に合付のき法
りむ早換湯あく一向用水をさる年先非有稗
黍蕎麦等仕付する勝子作にあはば是ハ尚毛畑と名

付作毛お亥の取箇中付田一殊始終用水をく田畑成
形ハ立る時ハ吟味の上上田ハ上畑の石盛ハ並すべ
下畑下畑杯を成成ハ形ハとき屋敷の石盛ハ並し出
ハす屋一併新屋敷若隣等法と相礼帳隣りあくとも
四壁引も立り急拾地以後の屋敷成ハ成がとき年お付其
心込ある屋一但畑田成出言ハ紙ハ上畑ハ反歩石盛十
まて言又石の田と成上田ハ盛めく又反歩の言七石ハ斗
ハ成依て上畑より上田ハ武石ハ斗言増あり村言の外に言
武石ハ斗畑田成出言と記法又石出石ともいふ年貢言
とも村並小をさる田より畑ハ並ハ武石ハ斗言減る依て村
言の内法引物の取めく言武石ハ斗畑成石盛遠引と

記以又石引ともいふ年貢并汲ハ言小を言汲ハ引事
あり

一田方用水をりありあり畑小形出する落上方ハ田畑とも米
取由る取箇減するすをめて六ヶ敷事ふ一岡東ハ畑方米取
小付たと田方用水あく畑小りはとも米取小りさハ梅別
永取小いささき事なり

村方分々の事

一たとバ言又百五拾石

何村

二百五拾石

甲家知新

内 貳百貳拾石

乙家知新

此分やハ村言又百五拾石を以て甲家知新言二百五拾石を

割六分とある依て村言の内六分通り甲家知新分は分通り乙
家知新分あり備六分を田畑林小物成見取場林場等外何
あても其村小ある取へをて甲家知新分とあるは分を在る時ハ
乙家の知新分とあるたとバ在岡の如く敷六軒の村おれハ
先園と入大道と南北小引分南ハ甲家知新分北ハ乙家
知新分と定るときハ敷六軒を六分通り引分二十六軒を
甲家知新分の百姓とハ分通り引分二十軒を乙家知新
分の百姓とハ南北各名之組路を定め又小若言を名寄帳を
以て引分甲家分の言多きう乙家分の言多きう改め多き方
あく越石を括せ引分るありむ越石百姓分之人あく畑中うに
いさ一安をのれり尚場取小おいて勘辨あるべし

東洋地誌 卷之三



○ 夫食種貸の事

一 夫食種貸ハ常例の事にあらずば凶年ハ不作の振子と吟味
 して村言及び人別ハ無ク貸法モあり但通例の事モ作方
 の振子と心付置一夏中より七月中ハ豊凶乃振子大概
 見ゆるものあり若遠作と見込たると此ハ農民の食と檢約させ
 先莖菁を種さるる一麦より少一早く出来たり麦ハ秋後
 時の助と成あり且凶年夫食の助とあるハ荒増たの如し

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 高陸 | 藪葦 | 夏枯草 | 金盞花 |
| 蕎麦苗 | 黄豆苗 | 紅豆苗 | 百合 |
| 麦門冬 | 芋根 | 苜蓿 | 老鴉蒜 |
| 山茱萸 | 地参 | 車輪菜 | 雀麦 |

燕麦

栝楼根

木槿树

榭实

榆钱树

蒲荀

菊花

白杨树

槐树芽

松实

蘆菜

金银花

榛子树

楮树

竹米

茅芽根

艾菊

柏树

柘树

右の如く予のまご嘗びとりて食し之を害ふきと古書小載るゆゑ爰小舉るは亦亦も尚多るべし其道に委しき人よ尋ね

○田細歩積并物成言を物勘定の事

縦式拾二畝長尺八寸横拾八畝の田あり此歩数何程と同

畝二百又拾二畝

法曰縦式拾二畝長尺八寸を每端尺長尺八寸を同法六畝を割式拾二畝三分となる是へ横拾八畝を歩数とす

但し縦横とも端尺八寸の長兼く六畝を割切るや小付並

定法あり歩数の歩より内拾る是又定法あり

田歩數十三百又拾式歩け反別何程と同

畝反別は反又畝二歩

法曰歩數千三百又拾式歩を每畝法二畝を割以下八割は反五畝二歩と成此端式歩へ是歩是へ端式歩を二歩と成

但し端式歩あるは是歩是へ二歩と成端式歩あるは拾るあり

於て端式歩八畝法二畝を割切る積小付並定法あり

上田是町二反八畝拾八歩反取米六斗ありては取米何程と同

答取米八石二斗五升六合

法曰是町之反八畝拾八歩を直倍拾八歩を畝法三少七割是町之反八畝六分とある是へ反取米六斗を答取米と成

関東畑米三拾貫貳百文石六斗代少く取米何程と同

答取米七拾石六斗

法曰畑米三拾貫貳百文を直倍少く割取米と成

但し貳石六斗を答たるも少く割くも同敷あり依て貳石六斗代は法を定法と成

畑米又貫八百貳拾又文少く何程と同

答言貳拾九石壹斗貳升六合

法曰畑米又貫八百貳拾又文を直倍を言と成

但し畑米を言ふ直倍ときハ石代の定法あり

言三百又拾石免三ツ又分付取米何程と同

答取米百九拾貳石六斗

法曰言三百又拾石を直免三ツ又分を答取米と成

言三百又拾石付取米百貳拾七石壹斗免何程と同

答免三ツ六分三厘壹毛

法曰取米百貳拾七石壹斗を直言三百又拾石を以て割免と成但し厘付ハ毛位まで用ふ毛位以下は捨て又ハ切上て壹毛とする

定法なり

本途米貳百八拾石付斗立何程と同

答斗立貳百九拾六石

法田本速米式百八拾石を並二七をを二六分七割斗五と凡

但一斗六升入を儀小付延米式升を加へ二斗七升入の定法あり

言七百二拾石は沖務前入用六尺給米沖務馬宿入用各何程と同

沖務前入用永を費八百式拾石文

六尺給米を石斗六升

沖務馬宿入用米斗六升八合

法田言七百二拾石を二六分七割斗五と凡又言七百二拾石へ

二をを六尺給米と凡申言七百二拾石へ六をを沖務馬宿入用

米と凡

但一圓東ハ言百石小付沖務前入用永式百六拾石六尺給米式斗

沖務馬宿入用米六升の定法あり

圓東納米千六百儀ハ米何程と同

答ハ米拾石

法田納米千六百儀を並を儀の形を升の位とて上の形へ并へ米

拾石と凡

但一圓東ハ二斗六升入を儀小付ハ米を升の定法あり

本途永之費六百文ハ米何程と同

答ハ永百文

法田本途永之費六百文を並二をを二六分七割斗五と凡

但一奉途永を費文小付ハ永二拾石の定法あり揚永ハ各まぎ

用二分以下ハ拾石ハ切上てを分と凡

上方本途米式百石ハ米何程と同

法曰本途米式百石と重之を石米と

但上方ハ本途米を石付に米三升ハの定法あり

上方言式子六百七拾八石二斗六升六合は清糶前入用何程と同

法曰言式子六百七拾八石二斗六升六合を重一五を石所糶前入

用と凡 但上方ハ言百石ハ付所糶前入用銀十石五石ハの定法あり

於て端銀ハ重まで用入重以下ハ拾五ハ切上て奉重と凡

一箇の村あり上田式町二反五畝歩石盛十五 中田拾二町式反二

畝拾二歩石盛十三 下田二町二反式畝廿七歩石盛十一各分米及

村言何程と同

石盛十五 上田式町二反五畝歩 此分米三拾五石式斗六升

石盛十三 中田拾二町式反二畝拾二歩 此分米百九拾八石〇六升六合

石盛十一 下田二町二反式畝廿七歩 此分米三拾七石六斗九升七合

各分米合式百七拾七石〇式合 村言

法曰上田反別式町二反五畝歩を重上田石盛十五を重上田分米と凡

中田反別拾二町式反二畝拾二歩 但端歩を畝法三 重中田石盛十

三を重中田分米と凡下田反別二町二反式畝廿七歩を重下田

石盛十一を重下田分米と凡各分米合て村言と凡

年貢米百式拾七石〇里運送以重里ハ付奉糶賃

算法地方法成 卷三

八十六

八十六

八十六

八十六

八十六

八十六

八十六

八十六

八十六

八十六

備前守 備前守 備前守

積十六文は賃銭何程と同

法田道法十四里の内定法六里引掛り九里へを里を法賃銭

十六文を又法數百貳拾法を百文以上九分六分七割運送

賃銭と法

但一層村より道法六里六村取あ運送する定法あり

石盛十二免田の田あり又公又民五分指あて當合何程と同

各當合六分白

法田石盛十二免田を免田りを定法七十五分を割當合と法

但一及法二百又公の法五分を又指五分を七十五をゆる

法を又公又民五分指の定法と法

○普情心得の事

一堤川除其外とも普情和村役人た見廻し念入小破の分

ハ村方少取給大破の場和村方修費不及がときハ早速中

立べき中其村長組合村へ中後法べし給く普情ハ入用高

中ハ増とも随分丈夫小中付べし入用を厭ハ僅の減下小拘り尚

座積小仕立並出水の時保ふハ流失を忌ハ田畑も換ト

領之代路の換亡而己あは流洪水の甚ハ民衆ハ勿論ハ馬等も

流失ハ百姓の歎少ハ流奔く不量なり然く又支勘辨

ある處き事あり

一川除ハ上を里下中里程の間を公付べし其和の勝手よき給小普

情ハ法とときハ川上川下の田畑ハ隣小成事もあり並水

の涼さ英何年跡の出水ハ何方まで水湛へ何日雨降り其ハ
 何時迄出水し降止る何日雨不降り其ハ何方まで水湛へ何日雨降り其ハ
 石川ハ水落早し泥砂川ハ水落遅く次第に増水法く田畑の
 内へ湛へる押しあるものあり泥砂利川地切取ハ大水の落
 九合或ハ五合の濁水の濁水又ハ馬踏低き所より越水あり
 押切をのりた板の落此等兼も兼て用意有る川下より
 湛へる田畑の損ト少く堤切取よりの河ハ水ハ換ト甚多
 一旦切取と成てハ板板ハ普通いそ流といども洪水の落其新
 より鬼角被換いそ流のあり随分倉入並置
 一用水小用する川筋にある山林伐木いそ流ハ勘辨あるべき事
 あり伐木いそ流ハ夏水より水不足する事あり其誤ハ冬立の

第六卷 第六段

在る場も冬立早く第一冬立早くてハ田畑のためおろし又山林
 小舟木あきと死ハ大雨の落土砂押出ハ川床高くありて用
 水のそりよ流しかりを結く考究して伐木す事

溜池英尺八種目論見の事

一 地高の場あて田地へ川水を用い水小をくさきハ溜池とて山水落る
 雨と考へ山の形にあてがひ三方或ハ二方を方又ハ九塊を築く
 山水の落を待へ田地と養入其築さや品くあり堤乃大小
 溜池乃廣狭小あてがふ事一堤句配ハ内法七寸五分句配外法
 五分句配と為と諸境内版をを祿りこく土性宜しき共
 土めて厚さ三尺絶塗一池の地形も念を入結く築かこめ
 水持よき振ふす事一む地水漏出する場ハ池の内へ井と

算法也方大成 卷三

御由よし
 御由よし
 御由よし



酒池園堤の圖

一 堤酒池等於て土取
 人は是ハ幸坪小付

道法寺町ハ三人 内 武人ハ土持仕立とも
 幸人ハ御あり

日 幸町半ハ八人 日 武町ハ八人

日 武町半ハ六人 日 二町ハ七人

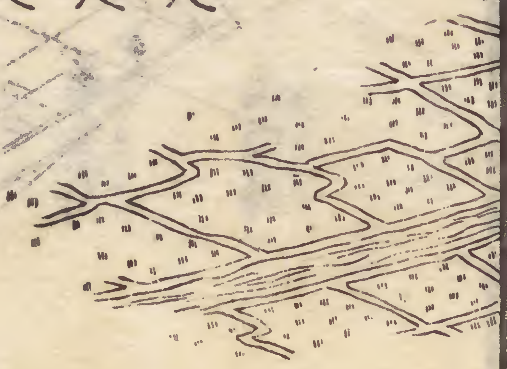
日 三町半ハ八人 日 四町ハ九人

日 五町半ハ十人 日 六町ハ十人

但し幸坪小付於て御取ハ幸人ノ定出持ハ幸町小武人宛ノ定
 付積を以て道法遠近ハ准トシ人足是を積るを

一 溜池ハ尺八桶を伏て用水を引あり尺八桶埋桶伏方ノ圖

毎積りるたの如し



算法地盤

一たとの埋植長六尺

内法八寸四方

尺八榫長六寸五分

内法埋植とをわす

以板坪四坪九合七勺三才

内

壹坪九合七勺三才蓋甲蓋板坪

壹坪三合二勺三才兩側板坪

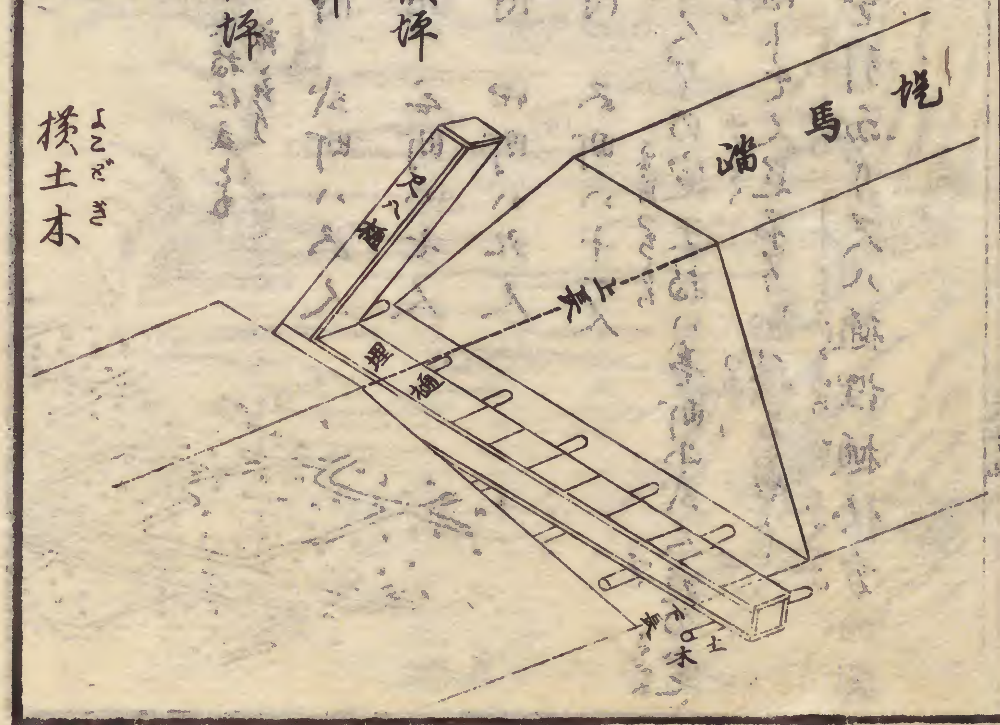
壹坪六合六勺七才尺八榫板坪

右入用

松木六寸

長三尺
木は八寸

横土木



新規

尺六分三厘
同板三枚

長五丈六寸
中五尺六寸
厚三寸

蓋板

尺八分八厘
同板六枚

長五丈五尺
中五尺八寸
厚三寸

兩側板

尺六分
同板貳拾四枚

長五丈三寸
中五尺
厚三寸

甲蓋板

尺五分三厘
同板壹枚

長五尺三寸
中五尺三寸
厚三寸

布甲蓋

尺八分
同板四枚

長五丈二尺
中五尺
厚三寸

尺八板

尺八分
同板八枚

長五丈一尺
中五尺
厚三寸

右栓木

一九十

是ハ又口伐

松本式本

是ハ式本立

日本式本

日本式本

是ハ式通り分蓋本へ仕込

日本式本

是ハ多井柱直相本帯入

日本式本

是ハ三口伐六本ありてかき留杭小打伴

日本式本

長三寸

末四寸

長六尺

末四寸

長三寸

末四寸

長七尺

末四寸五分

多井柱

蓋本

直側杉本

相本

杉本

但し本小付
鉄目棧云々

此鉄目棧費三百六拾云々

内

拾八本

式拾四本

拾拾本

九本

又寸等打釘拾八本

此鉄目棧費四百又拾目

内

拾八本

拾本

發板より土木へ打但し土木を中へ打本打六本分

側板より發板へ継打を枚小打四本打六枚分

尺八板を枚へ打拾本打四枚分

尺八より直側へ打打發板とも打釘

但し本小付
鉄目棧云々

布甲蓋を枚小打式拾四枚分

布甲蓋を枚へ打釘

秩目合式費八百拾只

大工拾六人

是ハ板を伴ふ二人を伴九合七勺二分

人足貳拾人

是ハ大工手付を井柱震込一式仕五

右埋植伏所 平均長之間横二

以埋土貳拾式伴只合

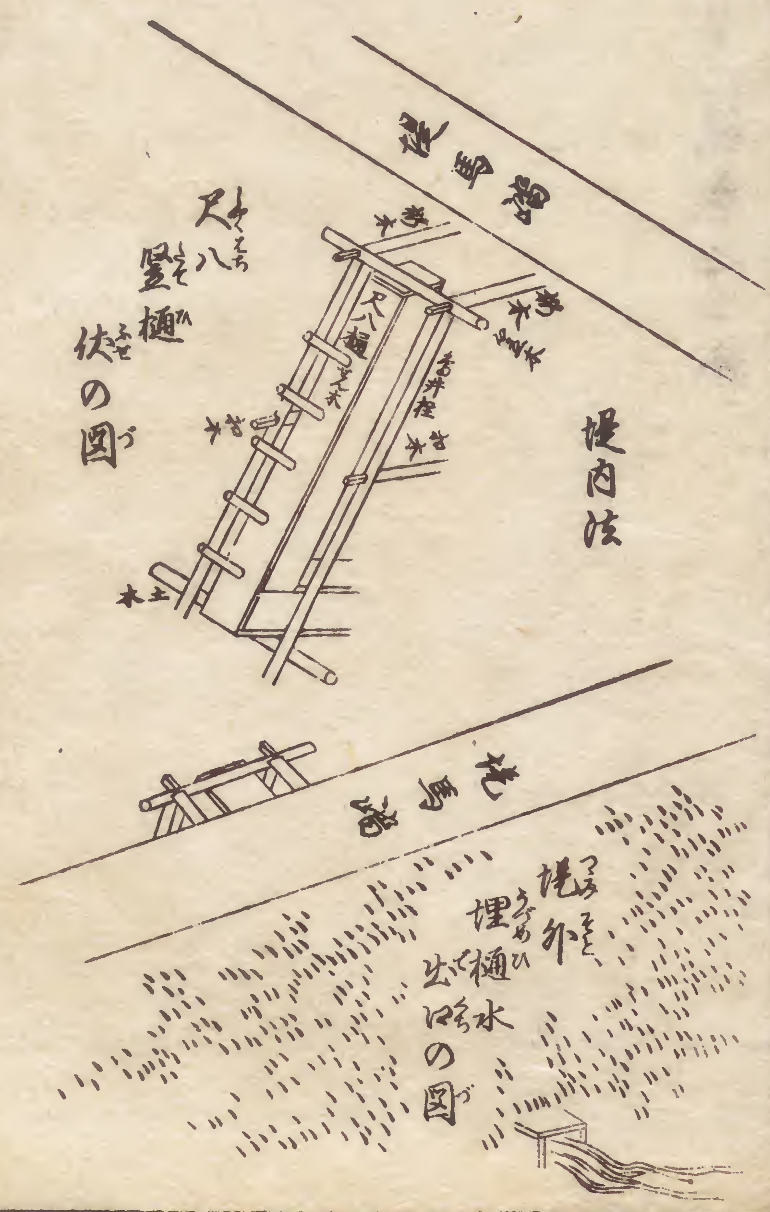
内貳伴 植長二

沙貳拾伴只合

人足六拾人貳分

是ハ是ハ上取手写ともを伴貳人二分を貳拾伴只合分

右尺八寸伏仕上之圖



於て大板植大橋ハ板を伴出付大工二人を伴手付人足三人を伴
小植小板橋ハ板を伴出付大工二人を伴手付人足三人を伴

